

2021年4月

生活困窮者就労支援制度ご利用者様 各位

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
三井住友海上火災保険株式会社
株式会社島本保険事務所

生活困窮者就労支援に係る保険のご案内

1. 生活困窮者就労支援に係る保険とは

本保険制度は、生活困窮者自立支援制度における就労訓練・就労準備支援事業等について、①事業に係る活動の利用者がその活動中に偶然な事故によりケガをされたされた場合、②利用者が事業参加中に第三者にケガをさせたり第三者の物を壊したりした場合に事業実施主体が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償を行います。

2. 保険制度について

ボランティア・市民活動行事保険制度が受け皿となり、生活困窮者就労支援事業に係る参加者の傷害保険、事業実施主体の賠償責任保険の引受を行います。

※ボランティア・市民活動行事保険の規定を準用しますが、一部、生活困窮者就労支援事業独自の規定を定めております。

3. ご加入いただける方（加入申込人）

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターに登録されている団体（社会福祉法人、NPO法人、社団法人・財団法人、地方自治体）であり、就労訓練事業または就労準備支援事業（「自立相談支援事業」において、就労支援員等によるプランに基づくボランティア活動や就労体験プログラムへの参加などの就労準備に向けた活動を含む。以下、「就労準備支援事業等」を実施する団体。

（営利法人が事業の実施団体である場合）
営利法人が加入申込人としてご加入いただくことはできません。ただし、就労準備支援事業については、委託者である行政（自治体）が加入申込人になる場合には補償対象とします。
※行政（自治体）の加入となりますが社協の共催、後援、協力などは不要とします。

4. 補償の対象となる方（被保険者）

ケガの補償：就労訓練事業または就労準備支援事業等の利用者（参加者）

賠償責任の補償：就労訓練事業または就労準備支援事業等の実施団体となる法人、団体、自治体

5. 補償の対象になる活動

- 都道府県知事に認定された就労訓練事業所が実施する「就労訓練事業」において、利用者個々の就労支援プログラムに位置付けられた活動。
- 自治体より委託された「就労準備支援事業等」において、利用者個々の就労準備支援プログラムに位置付けられた活動。

6. 参加者人数要件

○宿泊を伴わない事業

1名からご加入いただけます。「ボランティア・市民活動行事保険」の加入者要件である、最低加入人数（20名）は適用されません。

○宿泊を伴う事業

1名からご加入いただけます。

7. 行事区分

○宿泊を伴わない事業

ボランティア・市民活動行事保険の行事区分「A」を適用します。

※行事区分「B」、「C」に該当するような事業がある場合は、それぞれB、Cの保険料を適用します。

○宿泊を伴う事業

ボランティア・市民活動行事保険の料率を適用します。

8. 保険金をお支払いする主な事故例

＜就労訓練事業＞

- ・参加者が就労訓練施設に自転車で向かう途中、交通事故に遭いケガをした。
(往復途上中の補償をセットした場合)
- ・就労訓練中、参加者が転倒しケガをした。
- ・就労訓練中、参加者が施設利用者(高齢者)を介助している最中に誤って転倒させてケガを負わせてしまい、実施団体である介護施設が損害賠償責任を負った。 など

＜就労準備支援事業＞

- ・参加者が就労準備支援事業に向かう途中、駅の階段を踏み外して転倒しケガをした。
(往復途上中の補償をセットした場合)
- ・就労準備支援事業で農業体験中、参加者が鎌で指を切ってしまった。
- ・就労準備支援事業でPCを活用した集計業務を行っているときに、参加者が誤って水をこぼしてしまいPCを壊してしまった。実施主体であるNPO法人がPCの修理費などの損害賠償責任を負った。(PC本体の物理的損壊が修理の対象となり、データなどのソフトの損害は対象外) など

9. 事故発生時の報告

通常のボランティア・市民活動行事保険と同じ事故報告書を使用し、同様に事故発生時の報告をお願いします。事故報告後の流れはボランティア・市民活動行事保険に準じます。

10. その他の項目について

■その他の項目について

- ・補償内容
- ・保険料
- ・お支払いする保険金の内容
- ・本制度で対象外となる事業内容
- ・保険金をお支払いできない場合

ボランティア・市民活動行事保険と同内容となります。

お問い合わせ先

制度運営	
大阪府社会福祉協議会 大阪府ボランティア・市民活動センター 〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 TEL: 06 (6762) 9631	(受付社会福祉協議会)
【取扱代理店】	【引受保険会社】
株式会社島本保険事務所 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 4-1-3 TEL: 06 (6252) 4519	三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第三部第二課 〒540-8677 大阪市中央区北浜 4-3-1 TEL: 06 (6233) 1512

2021年度版 D2/ASG68 使用期限: 2022年3月31日